

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第32号 宇治市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例……（教育総務課）…2
- 条例第33号 宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例……（住宅課）…2
- 条例第34号 宇治市風致地区条例の一部を改正する条例……（歴史まちづくり推進課）…2
- 条例第35号 宇治市福祉未来基金条例の一部を改正する条例……（地域福祉課）…2
- 条例第36号 宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）…2

規 則

- 規則第41号 委員会等の職員に対する事務補助執行規則の一部を改正する規則……（人事課）…3
- 規則第42号 宇治市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……（住宅課）…4
- 規則第43号 宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……（人事課）…4

告 示

- 告示第108号 市道路線の告示の一部改正……（建設総務課）…4
- 告示第109号 指定地域密着型サービス事業者の指定……（介護保険課）…5

公 告

- 公告第51号 宇治市墓地公園墓所使用者募集……（環境企画課）…5

条 例

宇治市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を、ここに公布する。

平成29年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第32号

宇治市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、宇治市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、教育委員会が定める場合(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成29年10月12日から施行する。

(揭示済)

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第33号

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例

宇治市市営住宅条例(平成9年宇治市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第27条各号列記以外の部分中「第29条第7項」を「第29条第8項」に改める。

第28条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「第11条」を「第12条」に改め、同条第1号中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市風致地区条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第34号

宇治市風致地区条例の一部を改正する条例

宇治市風致地区条例(平成26年宇治市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市福祉未来基金条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第35号

宇治市福祉未来基金条例の一部を改正する条例

宇治市福祉未来基金条例(平成29年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 山都産業株式会社による寄附金5,000,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第36号

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の育児休業等に関する条例(平成4年宇治市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に、「まで」を「(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)まで」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、再任用短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、

- (1) 当該子について、当該再任用短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- 第3条第7号中「こと」を「こと又は第2条の4の規定に該当すること」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

規 則

委員会等の職員に対する事務補助執行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第41号

委員会等の職員に対する事務補助執行規則の一部を改正する規則

委員会等の職員に対する事務補助執行規則（昭和58年宇治市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会	教育長	(1) 所管の予算見積書等を作成すること。 (2) 1件30,000,000円以上50,000,000円未満の国庫支出金及び府支出金の交付を申請すること。 (3) 1件100,000円以上500,000円未満の金銭寄附（負担付寄附を除く。）の受納を決定すること。 (4) 1件40,000,000円以上60,000,000円未満の工事の請負及び損失補償に係る支出命令をすること。 (5) 予算配当額の範囲内で、次に掲げる節に係る支出負担行為をすること。 ア 1件1,000,000円以上2,000,000円未満の報償費、負担金、補助及び交付金、扶助費（金銭給付に限る。）、貸付金、補償、補填及び賠償金（補填金に限る。）並びに投資及び出資金 イ 1件500,000円以上700,000円未満の旅費、需用費（食糧費に限る。）、補償、補填及び賠償金（賠償金に限る。）並びに寄附金 ウ 1件7,000,000円以上8,000,000円未満の委託料 エ 1件40,000,000円以上60,000,000円未満の工事請負費 オ 1件10,000,000円以上15,000,000円未満の公有財産購入費 カ 1件3,000,000円以上5,000,000円未満の補償、補填及び賠償金（補償金に限る。） キ アからカまでに掲げる節以
-------	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 外の節で、1件5,000,000円以上7,000,000円未満のもの
- (6) 支出負担行為の決定区分による前各号の事務の検査に関すること。
- (7) 賃貸料又は賃借料の月額が1件50,000円以上150,000円未満の行政財産である土地の貸付け又は不動産の借受けの決定をすること。
- (8) 重要な不動産及び物品等の寄附（負担付寄附を除く。）の受納を決定すること。
- (9) 1件1,000,000円以上1,500,000円未満の物品の交換、貸付け及び廃棄処分をすること。

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第12号。以下「分掌規則」という。）第4条第1項に規定する部長	宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令甲第1号。以下「決裁規程」という。）別表第1 3財務に関する事項中部長の専決事項
------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

を「

教育委員会	宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第12号。以下「分掌規則」という。）第4条第1項に規定する部長	宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令甲第1号。以下「決裁規程」という。）別表第1 3財務に関する事項中部長の専決事項
-------	------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

に、「第4条、宇治市歴史資料館条例」を「第5条、宇治市歴史資料館条例」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月12日から施行する。ただし、別表の改正規定(「第4条、宇治市歴史資料館条例」を「第5条、宇治市歴史資料館条例」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(掲示済)

宇治市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第42号

宇治市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市営住宅条例施行規則(平成10年宇治市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「)第8条第2項」を「。以下「省令」という。)第7条第2項」に、「必要」を「必要がある」に改め、同条第1号中「公営住宅法施行規則第8条第1項」を「省令第7条第1項」に改め、同条第2号中「必要」を「必要がある」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「当該」を「より当該」に、「提出しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同項第1号及び第3号中「申込者」を「申込みをしようとする者」に改め、同条第2項中「申込書の提出」を「規定による申込み」に、「公営住宅法施行規則第10条」を「省令第11条」に、「申込者」を「当該申込みをした者」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「の死亡又は退去の」を「が死亡し、又は退去した」に、「第4号」を「より第4号」に、「提出しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同項第1号及び第3号中「申込者」を「申込みをしようとする者」に改め、同項第4号中「の死亡又は退去の」を「が死亡し、又は退去した」に改め、同条第2項中「申込書の提出」を「規定による申込み」に、「公営住宅法施行規則第11条」を「省令第12条」に、「申込者」を「当該申込みをした者」に改め、同条第3項中「前項の規定により」を「第1項に規定する」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「第29条第7項」を「第29条第8項」に、「第3号」を「より第3号」に、「提出しなければ」を「申し出なければ」に改め、同項第1号中「申出者」を「申し出ようとする者」に改め、同条第2項中「申出書の提出」を「規定による申出」に、「申出者」を「当該申出をした者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(掲示済)

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第43号

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の育児休業等に関する規則(平成4年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の見出し中「の規則」を「及び第2条の4第2号の規則」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

別記様式第2号中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短

時間勤務職員」に、「が必要」を「又は再任用短時間勤務職員の2歳までの子の育児休業が必要」に改め、同様式の注書第1項中「続柄等」を「続柄等(当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実。第6項において同じ。)」に、「出生届受理証明書等」を「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改め、同様式の注書第2項中「再任用短時間勤務職員」を削り、「いう」を「いい」、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(第5項において同じ。))」に改め、同様式の注書第5項中「又は1歳6か月」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月」に、「をしよう」を「又は2歳までの子の育児休業をしよう」に改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

別記様式第4号の注書第1項中「及び」を「(当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実)及び」に、「出生届受理証明書等」を「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(掲示済)

告 示

宇治市告示第108号

市道路線の告示の一部改正について

市道路線の告示の一部について、次のように改正します。

平成29年10月20日

宇治市長 山本 正

市道路線の区域の変更(平成29年宇治市告示第1号)の告示の表中

Table with 5 columns: Address, Direction, Range, Number, and Description. It details the change in road line areas for Isewada New Middle School.

を

Table with 5 columns: Address, Direction, Range, Number, and Description. It details the change in road line areas for Isewada New Middle School.

に改正します。

宇治市告示第109号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

平成29年10月20日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	事業所の所在地	申請者の主たる事務所の所在地		
27724	デイサービス我が家 ながお	株式会社 近畿生活総業	平成28年	地域密着型
04881	大阪府枚方市長尾東町三丁目40番地の13	大阪府枚方市星丘2-20-11-101	5月1日	通所介護
27724	デイサービス我が家 なぎさ	株式会社 近畿生活総業	平成28年	地域密着型
04915	大阪府枚方市渚元町3番地の24	大阪府枚方市星丘2-20-11-101	7月1日	通所介護
26728	デイサービスゆうあい寺田	特定非営利活動法人水度坂友愛ホーム	平成28年	地域密着型
00287	京都府城陽市寺田乾出北45番地	京都府城陽市寺田水度坂119番地の30	11月1日	通所介護
26728	デイサービスセンター百歳倶楽部	株式会社 小町ケア	平成29年	地域密着型
00337	京都府城陽市寺田水度坂15番地の304	京都府城陽市市辺西川原1番地の20	3月1日	通所介護

公 告

宇治市公告第51号

宇治市墓地公園墓所使用者募集について

宇治市墓地公園の墓所使用者を次のとおり募集します。

平成29年10月12日

宇治市長 山本 正

- 墓園の名称 宇治市天ヶ瀬墓地公園
- 墓園の位置 宇治市宇治金井戸7番地の44
- 墓所の位置、規格及び数並びに墓所使用料及び墓園管理料

区画	墓所種類	募集区画数	墓所使用料	墓園管理料
C区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円（※1）
D区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円（※1）
E区	4㎡墓所	1区画	100万円	8千円（※2）
J区	2㎡墓所	4区画	50万円	4千円（※1）
	4㎡墓所	1区画	100万円	8千円（※2）

（※1）初年度は1,330円

（※2）初年度は2,660円

- 受付の期間及び場所

平成29年10月15日（日）から10月30日（月）までの午前9時から午後5時まで

（郵送の場合は、当日の押印有効）

〒611-0021 宇治市宇治金井戸7番地の44

宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

（電話番号39-9205）

- 申込みの資格及び手続

宇治市に住民登録があり、使用許可後5年以内に墓石を設置できる人。既に、同墓地公園墓所を使用している人と同一世帯の人は応募できません。応募は1世帯1区画に限ります。

所定の申込書で同管理事務所へ持参し、又は郵送してください。申込書は同管理事務所、環境企画課及び行政サービスコー

ナーにあります。同管理事務所は休日でも午前9時から午後5時まで窓口業務を行います。

- 選考の方法、日時及び場所

公開にて抽選器で抽選します。

日 時 平成29年11月8日（水）午前10時頃

場 所 宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所会議室

- 発表の日時及び場所

結果は応募者全員に郵送で通知するとともに、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所及び市役所1階ロビーに平成29年11月8日（水）午後3時から平成29年11月24日（金）午後5時までの期間、番号で掲示します。

（揭示済）

